



国 総 海 第 6 0 号

平成 26 年 10 月 31 日

(一社) 日本船舶品質管理協会 専務理事 殿

国土交通省総合政策局海洋政策課長



船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分する
ことができるものの水質の基準を定める省令の一部を改正する省令
の施行について（通知）

標記について、今般、船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令の一部を改正する省令（平成 26 年 10 月 31 日国土交通省令第 84 号）が公布され、平成 26 年 12 月 1 日より施行されることとなった。

については、別添事項につき御了知の上、法令の適切かつ円滑な運用が図られるよう、貴会員への周知に努める等御協力願いたい。



平成26年11月
総合政策局

船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令の一部を改正する省令案

1. 背景

船舶からの排出が例外的に認められる汚水の水質基準は、「船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令」（昭和47年運輸省令第50号）に定められている。

同省令の別表においては、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づく「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号。公共用水域の水質汚濁の未然防止の観点から特定事業場からの有害物質の排水基準を定めたもの。）の別表第一と同一の基準を定めてきたところ。

今般、「排水基準を定める省令」の別表第一において、「カドミウム」の排水基準が改められることから、「船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令」においても同様の改正を行った。

2. 概要

カドミウム含有量の基準値1リットルにつき「0.1ミリグラム以下」を「0.03ミリグラム以下」に改めた。（別表関係）

3. スケジュール

公	布	平成26年10月31日
施	行	平成26年12月 1日

「船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令」の改正について

1. 今回の改正までの経緯

- 昭和46年6月、水濁法に基づき、公共用水域の水質汚濁の未然防止の観点から特定事業場からの有害物質の排水基準の排水物質の排水基準を定めた「排水基準を定める省令」(環境省)の別表第一において、カドミウム他7種の有害物質の排水基準が設定された。
- 昭和47年8月、海防法に基づく「汚水基準省令」において、船舶から排出可能な汚水の水質基準に上記基準を採用。
- 以後、海防法に基づく「汚水基準省令」の別表は水濁法に基づく「排水基準を定める省令」と同一改正を実施。
- 平成26年9月中環審答申を受け、今般、「排水基準を定める省令」の別表第一において、「カドミウム」の排水基準が改められるごとから、「船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令」においても同様の改正を行う。

排水基準を定める省令（環境省）

「排水基準を定める省令」の別表第一

水質汚濁防止法

汚水基準省令（国土交通省）

「汚水基準省令」の別表

海洋汚染防止法

- ・海洋の汚染の防止を図るために、海防法に基づき、船舶から排出できる汚水の水質基準を定めるものである。

改正内容

カドミウム含有量の基準値1リットルにつき「0.1ミリグラム以下」を「0.03ミリグラム以下」に改める。

※H26年10月31日公布、同年12月1日施行を予定